

後見等開始の審判の取消し申立てについて

1 概要

(1) 本人の判断能力が、保護を必要としない状態に回復した場合には、裁判所は、申立てにより、後見開始の審判等を取り消さなければなりません。

(2) 申立権者

後見人等、本人、配偶者、四親等内の親族等

2 申立てに必要なもの

☐ 収入印紙 800円分

☐ 郵便切手 500円×2枚, 100円×5枚, 82円×10枚,
20円×10枚, 10円×10枚, 1円×10枚

☐ 申立書

☐ 申立人及び本人の戸籍謄本

(すでに裁判所に提出している場合は、変更がなければ再度の提出は不要。)

☐ 申立人及び本人の住民票

(すでに裁判所に提出している場合は、変更がなければ再度の提出は不要。)

☐ 診断書